

## 第6 ちゅう房設備に附属するフード及び排気用ダクトの基準（昭和60年8月26日消指導第115号 予防部長通知）

（最近改正 令和3年9月6日消指第276号）

### （趣旨）

第1条 この基準は、横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号。以下「条例」という。）第4条の4第1項第2号から第5号までに定めるちゅう房設備に附属するフード及び排気用ダクト（以下「フード等」という。）について、必要な細部基準を定める。

### （用語の定義）

第2条 この基準における用語の意義は、条例の規定によるほか、次に定めるところによる。

- (1) ちゅう房設備とは、調理を目的として使用するレンジ、フライヤー等の設備をいう。
- (2) 業務用ちゅう房設備とは、営業用、一般事務所の従業員食堂用、学校や病院の給食用等のちゅう房設備をいう。
- (3) グリスフィルターとは、排気中の油脂、じんあい等を排気用ダクトに入る前に分離し、除去する目的で、フード内部に設けられる媒介物をいう。
- (4) グリスエクストラクターとは、フード内部で機械的に排気気流を縮流加速し、その遠心力によって排気中に含まれる油脂、じんあい等を分離し、除去する装置をいう。
- (5) たわみ継手とは、排気用ファンと排気用ダクトを接続する場合に、振動絶縁のために用いる継手をいう。
- (6) レンジフードファンとは、ちゅう房用の換気扇（電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）別表第2.8(42)に規定する換気扇）で、器体の一部をフードとした金属製のものをいう。
- (7) 下引ダクトとは、無煙ロースター等燃焼排気ガスを強制的に床下等の下方に引き排氣するガス機器（以下「下方排気方式ガス機器」という。）に接続する排気用ダクトをいう。（別図第1）
- (8) 対象火気基準により得られる距離とは、「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離（消防長又は消防署長が認めるものに限る。）をいう。

### （業務用ちゅう房設備）

第3条 業務用ちゅう房設備に附属するフード等の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

1 フードの位置及び構造は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第4条の4第1項第2号アに定める「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」とは、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料をいう。ただし、油脂を含む蒸気を発生するおそれのないちゅう房設備に附属するフードにあっては、亜鉛鉄板（JIS G 3302によるもの。以下「亜鉛鉄板」という。）又はこれと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料を使用することができます。

- (2) 板厚は、次の表の左欄に掲げるフードの長辺の区分に応じ、同表右欄に掲げるものとする。

フードの長辺(単位mm)	板厚(単位mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450以下	0.5以上	0.6以上
450を超える1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超える1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上

- (3) 板の継目は、気密性を有すること。
- (4) 幅及び奥行は、ちゅう房設備の幅及び奥行の寸法以上とすること。ただし、周囲が耐火構造等で延焼のおそれのない場合は、これによらないうまくできる。(別図第2)
- (5) グリスフィルターを容易に着脱できる構造とし、水、油脂等の滴下を防止し、かつ、それらを回収できるものとすること。(別図第3)
- (6) 条例第4条の4第1項第2号ウただし書の「金属以外の不燃材料で有効に被覆」とは、可燃性の部分を厚さ9mm以上の纖維強化セメント板(JIS A 5430によるもの。以下「纖維強化セメント板」という。)又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合とする。この場合、10cm以上の離隔距離を0cmまで短縮することができる。(別図第4)
- (7) 支持金具等により堅固に取り付けること。
- (8) 照明設備をフード内に設ける場合は、次によること。
- ア 照明器具は、耐食性及び耐熱性を有するガラス、ステンレス鋼板等の不燃材料で覆い、可燃性の部分が露出しないように措置すること。
- イ ちゅう房設備から条例別表第3に掲げる距離又は対象火気基準により得られる距離以上離した箇所に設けること。
- (9) 熱の影響を受けるおそれのある部分の電気配線は、けい素ゴム絶縁ガラス編組電線又はふつ素樹脂電線若しくはこれらと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。
- (10) フードは、油脂を含む蒸気が当該フード以外の一般空調用排気口、ちゅう房設備以外の火を使用する設備の空気取入口等に流入するおそれの少ない位置に設けること。
- なお、流入するおそれのある位置に設ける場合は、仕切り板を設けるなどにより流入を防止する措置を講ずること。

## 2 排気用ダクトの位置及び構造は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第4条の4第1項第2号アに定める「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」とは、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれらと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料をいう。
- (2) 板厚は、次の表の左欄に掲げる排気用ダクトの長辺又は直径に応じ、同表右欄に掲げるものとする。

排気用ダクト(単位mm)	板厚(単位mm)		排気用ダクト(単位mm)	板厚(単位mm)	
長辺(長方形)	ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板	直徑(円形)	ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板
450以下	0.5以上	0.6以上	300以下	0.5以上	0.5以上
450を超える1,200以下	0.6以上	0.8以上	300を超える750以下	0.5以上	0.6以上
1,200を超える1,800以下	0.8以上	1.0以上	750を超える1,000以下	0.6以上	0.8以上
1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上	1,000を超える1,250以下	0.8以上	1.0以上
			1,250を超えるもの	0.8以上	1.2以上

- (3) 板の継目は、気密性を有すること。
- (4) 排気用ダクトの継目のはぜは、排気用ダクトの外部に出すようにすること。
- なお、やむを得ず内部に設ける場合は、気流の方向とすること。
- (5) 排気用ダクトの接続は、法兰ジ接続、溶接又は差込み接続により容易に離脱しないような構造とし、パッキン、シール材等により気密性のある措置とすること。

なお、パッキン等は難燃性以上の防火性を有するものを使用し、不燃材料を素材としたもの以外のものを使う場合にあっては、当該部分を不燃材料を素材としたもので被覆すること。

(6) わん曲部等の必要な箇所の側面には、一辺の長さが300mm（断面の側方の一辺の長さ又は直径が1,200mm以上）の排気用ダクトに設ける場合にあっては、450mm）以上 の点検及び清掃に必要な点検口を設けること。

なお、点検口は気密性を有し、かつ、容易に開口しない構造とすること。

(7) たわみ継手を設ける場合は、排気用ファンに近接する部分に設け、長さは必要最小限とすること。

(8) たわみ継手は、ロックウール等の不燃材料を使用すること。

(9) 吹出口は、可燃性の部分から60cm以上離隔し、かつ、吹出方向に可燃物がない位置に設けること。ただし、可燃物の部分を金属以外の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合は、この限りでない。

(10) 支持金具等により堅固に取り付けること。

(11) 電気配線は、排気用ダクト内に設けないこと。

(12) 条例第4条の4第1項第2号ウただし書の「金属以外の不燃材料で有効に被覆」とは、ロックウール保温材（JIS A 9504によるもの。以下「ロックウール保温材」という。）又はけい酸カルシウム保温材（JIS A 9510によるもの。以下「けい酸カルシウム保温材」という。）若しくはこれらと同等以上の遮熱性及び耐久性を有する不燃材料で、厚さ50mm以上被覆した場合とする。この場合、10cm以上の離隔距離を0cmまで短縮することができる。

(13) 条例第4条の4第1項第2号エに定める「排気が十分行える能力」とは、次の式によって計算した数値以上の排気量をいう。

$$V = K Q$$

Vは、フードの有効排気量 ( $m^3/h$ )

Kは、燃料の単位燃焼量当たりの理論燃焼ガス量に30（排気フードI型）又は20（排気フードII型）を乗じて得た量（単位  $m^3/kWh$ ）

Qは、最大表示消費量（単位 kW）

ガスの名称	発熱量	理論燃焼ガス量
都市ガス	—	0.93 ( $m^3/kWh$ )
L Pガス(プロパン主体)	50.2 (MJ/kg)	0.93 ( $m^3/kWh$ )

(14) 条例第4条の4第1項第2号オに定める「他の用途のダクト等」とは、一般空調用のダクト、給湯湯沸設備の煙突等をいう。ただし、給湯湯沸設備の煙突等のうち「給湯湯沸設備等の煙突をちゅう房設備の排気ダクトに接続する場合の取扱いについて」（平成17年3月25日消査第228号）に適合する場合にあっては、ちゅう房設備に附属する排気用ダクトに接続することができるものとする。

3 条例第4条の4第1項第3号アに定めるグリス除去装置の位置及び構造は、次に定めるところによる。

(1) グリスフィルター及びグリスエクストラクターは、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料を使用すること。

(2) グリスフィルターを使用するグリス除去装置は、排氣中に含まれる油脂分を75%以上除去することができ、かつ、その除去した油脂分を自動的に回収できる性能を有すること。

(3) グリスエクストラクターは、排氣中に含まれる油脂分を90%以上除去することができる性能を有すること。

(4) グリスフィルターは、容易に取り外して清掃ができる構造とし、清掃する場合に必要な予備品を備えること。

(5) グリスフィルターは、水平面に対して45度以上の傾斜を有すること。

(6) グリス除去装置は、過度に温度上昇して性能がそこなわれることのない位置に設けること。

(7) グリスフィルター及びグリスエクストラクターは、一般社団法人日本厨房工業会の認定品等を使用すること。

(8) グリス除去装置と火源との離隔距離は、次によること。ただし、フライヤー及びグリドルのうち、火源が露出せず、自動温度調節装置及び過熱防止装置が設けられており、油温、熱板温度等が発火危険に至らない構造の設備及び下方排気方式ガス機器に設けるものにあっては、これによらざりが能く。

ア グリスフィルターにあっては、1m（プロイラー（食肉等を放射熱で焼く構造の熱器具をいう。）等に設けるものにあっては、1.2m）以上とすること。ただし、グリスフィルターより15cm以下の部分にバッフル板を取り付ける場合は、バッフル板にそった距離を含めることができるものとする。

イ グリスエクストラクターにあっては、45cm以上とすること。

(9) グリス除去装置は、油脂分が火源及び作業面上に滴下しない構造とすること。

(10) グリス回収容器は、火源の直上に設けないこと。

(11) 条例第4条の4第1項第3号ア及びウただし書の「屋外へ直接排気を行う構造のもの」とは、フードが建築物外部に面する壁に設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいう。

4 条例第4条の4第1項第3号ウに定める火炎伝送防止装置の位置及び構造は、次に定めるところによる。

(1) 火炎伝送防止装置は、自動消火装置又は防火ダンパーとする。

(2) 自動消火装置は、「フード等用簡易自動消火装置の設置基準」（平成6年4月1日消指導第2号）により設置すること。

(3) 火炎伝送防止装置として、自動消火装置を設置するちゅう房設備は、条例第4条の4第1項第3号エに掲げる防火対象物に存するものほか、次に掲げるちゅう房設備とする。

ア 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ又は(16)項イに掲げる防火対象物の地階、無窓階又は11階以上の階に設けるちゅう房設備

イ アに掲げるもののほか、最大消費熱量の合計が350kW以上のちゅう房設備

(4) 火炎伝送防止装置として防火ダンパーを設置する場合は、次によること。

ア 防火ダンパーは、フードと排気用ダクトの接続部で、グリス除去装置に近接する部分に設けること。

イ 防火ダンパーは、点検及び清掃の容易な位置に設けること。

ウ 防火ダンパーの羽は、1.5mm以上のステンレス鋼板又は2.3mm以上の亜鉛鉄板若しくはこれらと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料を使用すること。

エ 防火ダンパーのケーシングは、1.5mm以上の鋼板（JIS G 3141によるもの）又はこれと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料を使用すること。

オ 防火ダンパーは、火災等により温度が上昇した場合に自動的に閉鎖する構造とし、その自動閉鎖の設定温度は、周囲温度を考慮し、誤作動しない範囲でできる限り低い値とすること。

カ 防火ダンパーは、羽を排気ファンの方向に向かせる等、内部抵抗をできるだけ少なくするよう設置すること。

(5) 条例第4条の4第1項第3号ウただし書の「排気用ダクトの長さにより火災予防上支障がないと認められるもの」とは、当該ちゅう房室内に排気用ファンの停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示が行われている場合であって、次に掲げるものをいう。

ア ちゅう房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4m以下の排気用ダクトで、ちゅう房室内に露出して設置されるもの

イ 耐火構造の共用排気用ダクトに接続されている水平部分の長さが2m以下の排気用ダクトで、ちゅう房室内に露出して設置されるもの

5 フード等の点検及び清掃については、次に定めるところによる。

(1) 点検の頻度は、次によること。

ア フード及びグリスフィルターにあっては、1週間に1回以上

- イ グリスエクストラクターにあっては、1か月に1回以上
  - ウ 火炎伝送防止装置のうち自動消火装置にあっては6か月に1回以上、防火ダンパーにあっては、1か月に1回以上
  - エ 排気用ダクトにあっては、3か月に1回以上
- (2) 清掃の頻度は、次によること。
- ア グリスフィルターにあっては、1か月に1回以上
  - イ フードにあっては、3か月に1回以上
  - ウ グリスエクストラクター及び火炎伝送防止装置のうち防火ダンパーにあっては、3か月に1回以上
  - エ 火炎伝送防止装置のうち自動消火装置にあっては、6か月に1回以上
  - オ 排気用ダクトにあっては、1年に1回以上

#### (業務用以外のちゅう房設備)

第4条 業務用以外のちゅう房設備に附属するフード等の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

- 1 条例第4条の4第1項第2号ア、第3号イ及びウただし書の「当該ちゅう房設備の入力及び使用状況により火災予防上支障がないと認められるもの」とは、当該ちゅう房設備の入力が21kW以下であって、かつ、使用頻度が一般の家庭において通常行われている程度の場合をいう。
- 2 前1の場合、レンジフードファンを設置することができる。
- 3 フードの位置及び構造は、次に定めるところによる。
  - (1) 条例第4条の4第1項第2号アに定める「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」とは、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれらと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料をいう。ただし、レンジフードファンにあってはこれによらなければならないことができる。
  - (2) 板厚は、次の表の左欄に掲げるフードの長辺の区分に応じ、同表右欄に掲げるものとする。ただし、レンジフードファンにあってはこれによらなければならないことができる。

フードの長辺(単位mm)	板厚(単位mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
800以下	0.5以上	0.6以上
800を超える1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超える1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上

- (3) 板の継目は、気密性を有すること。
- (4) 幅及び奥行は、ちゅう房設備の幅及び奥行の寸法以上とすること。(別図第5 その1)
- (5) グリスフィルターを容易に着脱できる構造とすること。
- (6) 条例第4条の4第1項第2号ウただし書について、次によること。(別図第5 その1)
  - ア フードの側方にあっては、可燃性の部分を厚さ9mm以上の繊維強化セメント板又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合とする。この場合、10cm以上の離隔距離を0cmまで短縮することができる。
  - イ フードの上方にあっては、可燃性の部分を厚さ5mm以上の繊維強化セメント板又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合とする。この場合、10cm以上の離隔距離を2cmまで短縮することができる。
- (7) 支持金具等により堅固に取り付けること。

(8) 照明設備をフード内に設ける場合は、次によること。ただし、レンジフードファンにあってはこれによらないことができる。

ア 照明器具は、耐食性及び耐熱性を有するガラス、ステンレス鋼板等の不燃材料で覆い、可燃性の部分が露出しないように措置すること。

イ ちゅう房設備から条例別表第3に掲げる距離又は対象火気基準により得られる距離以上離した箇所に設けること。

(9) 熱の影響を受けるおそれのある部分の電気配線は、けい素ゴム絶縁ガラス編組電線又はふつ素樹脂電線若しくはこれらと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。

#### 4 排気用ダクトの位置及び構造は、次に定めるところによる。

(1) 条例第4条の4第1項第2号アに定める「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」とは、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれらと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料をいう。

(2) 板厚は、次の表の左欄に掲げる排気用ダクトの長辺又は直径に応じ、同表右欄に掲げるものとする。

排気用ダクト(単位mm)	板厚(単位mm)		排気用ダクト(単位mm)	板厚(単位mm)	
長辺(長方形)	ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板	直徑(円形)	ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板
300以下	0.5以上	0.5以上	300以下	0.5以上	0.5以上
300を超え450以下	0.5以上	0.6以上	300を超え750以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上	750を超え1,000以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上	1,000を超え1,250以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上	1,250を超えるもの	0.8以上	1.2以上

(3) 板の継目は、気密性を有すること。

(4) 排気用ダクトの接続は、法兰接続、溶接又は差込み接続により容易に離脱しないような構造とし、パッキン、シール材等により気密性のある措置とすること。

なお、パッキン等は難燃性以上の防火性を有するものを使用し、不燃材料を素材としたもの以外のものを使用する場合にあっては、当該部分を不燃材料を素材としたもので被覆すること。

(5) たわみ継手を設ける場合は、排気用ファンに近接する部分に設け、長さは必要最小限とすること。

(6) たわみ継手は、ロックウール等の不燃材料を使用すること。

(7) 吹出口は、可燃性の部分から60cm以上離隔し、かつ、吹出方向に可燃物がない位置に設けること。ただし、可燃性の部分を金属以外の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合は、この限りでない。

(8) 支持金具等により堅固に取り付けること。

(9) 条例第4条の4第1項第2号ウただし書については、次によること。

ア 可燃性の部分を厚さ5mm以上の纖維強化セメント板又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合(隠蔽部は除く。)とする。この場合、10cm以上の離隔距離を5cmまで短縮することができる。(別図第5 その2)

イ 排気用ダクトをロックウール保温材、グラスウール保温材(JIS A 9504によるもの)又はけい酸カルシウム保温材若しくはこれらと同等以上の遮熱性及び耐久性を有する不燃材料で、厚さ50mm以上被覆した場合とする。この場合、10cm以上の離隔距離を0cmまで短縮することができる。(別図第5 その1)

(10) 電気を熱源とするものの条例第4条の4第1項第2号ウただし書については、前(9)によらず、次によるこ

と。

ア 可燃性の部分を厚さ3mm以上の纖維強化セメント板又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合（隠蔽部は除く。）とする。この場合、10cm以上の離隔距離を2cmまで短縮することができる。

イ 排気用ダクトをロックウール保温材、グラスウール保温材又はけい酸カルシウム保温材若しくはこれらと同等以上の遮熱性及び耐久性を有する不燃材料で、厚さ20mm以上被覆した場合とする。この場合、10cm以上の離隔距離を0cmまで短縮することができる。

5 グリス除去装置はグリスフィルターとし、その位置及び構造は、次に定めるところによる。

(1) 火源から1m以上離隔して設置すること。ただし、レンジフードファンにあっては、80cm以上とすることができる。（別図第5 その1）

(2) グリスフィルターは、容易に清掃ができる構造とすること。

(3) グリスフィルターは、金属製のものを使用すること。

(4) 条例第4条の4第1項第3号ア及びウただし書の「屋外へ直接排気を行う構造のもの」とは、フードが建築物外部に面する壁に設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいう。

6 フード等の点検及び清掃については、次に定めるところによる。

フード等及びグリス除去装置は、油脂の付着状況に応じて、適宜点検及び清掃するように努めるものとする。

#### （特例）

第5条 この基準の規定は、予防部長がフード等の位置、構造等の状況から判断して、この基準によらなくても火災の発生のおそれが著しく少なく、かつ、この基準による場合と同等以上の効力があると認めるときは適用しないことができる。

#### 附則

##### （施行期日）

1 この基準は、平成4年7月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この基準の施行の際、現に設置されている厨房設備に附属するフード等で、この基準に適合しないものについては、第3条第5項及び第4条第4項を除いて、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附則

##### （施行期日）

1 この基準は、平成6年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この基準の施行の際、現に設置されている厨房設備に附属するフード等で、この基準に適合しないものについては、第3条第5項及び第4条第4項を除いて、当該規定にかかわらず、なお従前の例によるが、増改築や修繕工事等の機会に、改修・交換等を行うよう指導するなど、計画的かつ弾力的な運用を行うこと。

#### 附則

##### （施行期日）

1 この基準は、令和3年9月6日から施行する。

## 参考資料 1

### ロックウール等50mm以上の被覆と同等以上と認める新断熱材について

横浜市火災予防条例第4条の4第1項第2号ウに定める排気用ダクトと可燃性の部分との離隔距離10cmについては、ロックウール保温材又はけい酸カルシウム保温材若しくはこれらと同等以上の遮熱性及び耐久性を有する金属以外の不燃材料で厚さ50mm以上被覆した場合はこの限りでないと審査基準が示されています。

横浜市消防局において、金属以外の不燃材料で厚さ50mm以上被覆した場合と同等以上の性能を有するものとして取り扱っている製品名は次のとおりです。

(令和4年6月20日現在)

●「ネットルマット」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第294号	平成元年2月6日
●「セラカバー」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第47号	平成元年8月8日
●「不燃カバー」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第324号	平成3年2月25日
●「ダンスリム」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第295号	平成4年12月9日
●「ネオダクトM」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第330号	平成7年3月31日
●「フジエアダクトM」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第138号	平成7年9月19日
●「セラカバーS」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第336号	平成8年4月2日
●「F.P.Dカバー」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第130号	平成12年11月15日
●「シュバリエFP」(厚さ20mm以上の被覆)	安査第71号	平成19年5月9日
●「SSカバー」(厚さ21.6mm以上の被覆)	安査第80号	平成20年5月13日
●「ヘスティアブロック」(厚さ20mm以上の被覆)	消査第291号	平成24年11月6日
●「U-SLIM」(厚さ20mm以上の被覆)	消査第265号	平成28年8月18日
●「セーフティダクト」(厚さ14mm以上の被覆)	消査第322号	平成28年8月31日
●「SSプレミア」(厚さ5mm以上の被覆)	消指第79号	令和4年6月20日

### 火炎伝送防止装置と同等の効力を有するものとして取扱っている消防防災用設備機器について

横浜市消防局において、横浜市火災予防条例第4条の4第1項第3号ウ及びエの規定に基づく火炎伝送防止装置と同等の効力を有するものとして取扱っている消防防災用設備機器は次のとおりです。

なお、消防防災用設備機器性能評定委員会等による評定報告書のとおりに設置した場合に限るため、別途、レンジ、フライヤー及びフード部分の火災を有効に消火できる自動消火装置を設けることとなります。

(令和5年10月31日現在)

●「アクアクリーンシステム」	消指導第115号	平成4年7月6日
●「ぶくぶくジェット」	消指第346号	平成29年9月11日
●「NDCぶくぶくジェット」	消指第305号	令和5年10月11日
●「バブルフィルター」	消指第336号	令和5年10月31日

## 参考資料2

### 火を使用する設備・器具の火災予防上安全な距離について

ちゅう房設備等の火を使用する設備・器具は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃性の物品から次のいずれかの距離以上の距離を保つ必要があります。

- 1 「横浜市火災予防条例」（昭和48年12月横浜市条例第70号）別表第3の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める距離
- 2 「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離（消防長又は消防署長が認めるものに限る。）

これらの関係を表で示すと次のとおりです。

火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合
火災予防上安全な距離を保つ場合
横浜市火災予防条例別表第3の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める距離
「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」により得られる距離（消防長又は消防署長が認めるものに限る。）

※1 「火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合」とは

次のいずれかの場合をいいます。

- (1) 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものである場合
- (2) 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（消防長が指定する有効に遮熱できるものに限る。）である場合

これらの関係を表で示すと次のとおりです。

不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造	間柱、下地その他主要な部分	備考
耐火構造	準不燃材料	—
耐火構造以外の構造	不燃材料	消防長が指定する有効に遮熱できるものに限る。

※2 ※1の「消防長が指定する有効に遮熱できるもの」とは

「横浜市火災予防条例第4条第1項第1号及び別表第3備考3の規定により消防長が指定するもの」（平成12年消防局告示第1号）第1項のとおりです。

※3 横浜市火災予防条例別表第3の「不燃以外」に掲げる距離とは

不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいいます。

※4 横浜市火災予防条例別表第3の「不燃」に掲げる距離とは

不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分（その部分の構造が、消防長が指定するものである場合に限る。）又は防熱板までの距離をいいます。

※5 ※4の「消防長が指定するもの」とは

「横浜市火災予防条例第4条第1項第1号及び別表第3備考3の規定により消防長が指定するもの」第2項のとおりです。

### 参考資料3

○横浜市火災予防条例第4条第1項第1号及び別表第3備考3の規定により消防長が指定するもの

制 定 平成12年12月25日消防局告示第1号  
最近改正 平成31年4月5日消防局告示第3号

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号及び別表第3備考3に規定する消防長が指定するものを次のとおり指定する。

1 条例第4条第1項第1号に規定する消防長が指定する有効に遮熱できるものは、間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める構造とする。

- (1) 鉄網モルタル塗で塗厚さが15ミリメートル以上のもの
- (2) 木毛セメント板張又はせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）張の上に厚さ10ミリメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- (3) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの
- (4) モルタル塗の上にタイルを張ったもので、その厚さの合計が25ミリメートル以上のもの
- (5) セメント板張又は瓦張の上にモルタルを塗ったもので、その厚さの合計が25ミリメートル以上のもの
- (6) 厚さが12ミリメートル以上のせっこうボード張の上に金属板を張ったもの
- (7) 厚さが25ミリメートル以上のロックウール保温板張の上に金属板を張ったもの
- (8) 厚さが18ミリメートル以上の硬質木片セメント板を張ったもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等以上の遮熱性能を有するもの

2 条例別表第3備考3に規定する消防長が指定するものは、間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次に定める構造とする。

- (1) 土蔵造
- (2) 土塗真壁造の裏返塗りをしたもので、それぞれの塗厚さが20ミリメートル以上のもの
- (3) 鉄網モルタル塗又は木ずりしっくい塗りで塗厚さが20ミリメートル以上のもの
- (4) 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ15ミリメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったものの
- (5) 土塗壁で塗厚さが20ミリメートル以上のもの（下見板を張ったものを含む。）
- (6) 厚さが12ミリメートル以上の硬質木片セメント板を張ったもの
- (7) 厚さが15ミリメートル以上の窯業系サイディング（中空部を有する場合にあっては、厚さが18ミリメートル以上で、かつ、中空部を除く厚さが7ミリメートル以上のもの）を張ったもの
- (8) 塗厚さが20ミリメートル以上の鉄網軽量モルタル（モルタル部分に含まれる有機物の量が当該部分の重量の8パーセント以下のものに限る。以下同じ。）
- (9) 厚さが35ミリメートル以上の軽量気泡コンクリートパネル
- (10) 厚さが12ミリメートル以上の硬質木片セメント板の上に厚さが10ミリメートル以上の鉄網軽量モルタルを塗ったもの
- (11) 前項第4号から第7号までのいずれかに該当するもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等の遮熱性能を有するもの

※ 告示第1号の構造は、「防火構造の構造方法を定める件」(平成12年5月建設省告示第1359号)の耐力壁である外壁の屋外側の構造方法と同じ構造を指定したものであるため、第1項第9号及び第2項第12号の「これらと同等の遮熱性能を有するもの」として取り扱えるものは、次のいずれかの場合等をいいます。

1 次の国土交通大臣が定めた構造方法のうち耐力壁で外壁の屋外側の構造方法に該当するもの

- ・ 「耐火構造の構造方法を定める件」(平成12年5月建設省告示第1399号)
- ・ 「準耐火構造の構造方法を定める件」(平成12年5月建設省告示第1358号)

2 国土交通大臣の認定を受けた耐火構造、準耐火構造及び防火構造のうち耐力壁で外壁の屋外側の構造方法に該当するもの

<例>けい酸カルシウム板総厚12ミリメートル以上 (JIS A 5430のけい酸カルシウム板に適合するもので、NM-8576、NM-8577、NM-8578及びNM-8579に該当するもの)

\* 上記1及び2については、「下地等を不燃材料としている構造」である場合は、告示第1号第2項と同等以上の性能を有しているものとしては取り扱うことはできません。

3 上記以外で、告示第1号と同等以上の遮熱性能を有するものの取扱い

試験結果等により、告示第1号のいずれかの構造と同等以上の遮熱性能を有することが確認できるもの

(1) 告示第1号のいずれかの構造を構成する不燃材料と同等以上の遮熱性能を有する不燃材料とした構造

<例>告示第1号第1項第6号と同等以上の遮熱性能を有するもの

ア 厚さが12ミリメートル以上のせっこうボード張の上にステンレスを張ったもの

イ 厚さが12ミリメートル以上のせっこうボード張の上に厚さが5ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板等の不燃材料を張ったもの（繊維混入ケイ酸カルシウム板等の不燃材料が耐食性を有しない場合は、繊維混入ケイ酸カルシウム板等の不燃材料の上に、タイル等の耐食性のある不燃材料で仕上げる必要があります。）

ウ 厚さが12ミリメートル以上のせっこうボード張の上に化粧板等の耐食性のある不燃材料を張ったもの

(2) 室温35度で火を使用する設備等を使用したとき、不燃材料で有効に仕上げをした部分に接する不燃材料以外の材料の部分の温度が100度を越えない構造